

荒川区バリアフリー基本構想推進協議会等設置要綱

平成 27 年 2 月 6 日制定
(26 荒防交第 1176 号)
(副 区 長 決 定)
平成 28 年 11 月 24 日一部改正

(目的)

第 1 条 荒川区バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)及び地区別基本構想特定事業計画(以下「特定事業計画」という。)の推進に関し必要な事項を協議するため、荒川区バリアフリー基本構想推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 基本構想及び特定事業計画の推進等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 推進協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 40 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体等の代表者
- (3) 交通事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 区職員

2 前項第 1 号から第 4 号までの委員の任期は、委員が委嘱され、又は任命された日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

(会長等)

第 4 条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、推進協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第 5 条 推進協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第 6 条 推進協議会に、調査、特定事業等を検討するため、次のとおり検討委員会を設置し、それぞれ所掌する。

- (1) 住民検討委員会 各種調査、協力及び推進協議会への提案等
- (2) 特定事業検討委員会 特定事業計画の内容についての調整

2 前項各号に規定する検討委員会(以下「各検討委員会」という。)は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体等の代表者
- (3) 交通事業者
- (4) 民間施設を管理する事業者等
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 区職員

3 前項第 1 号から第 5 号までの委員の任期は、委員が委嘱され、又は任命された日の属する年度の翌年度の 3 月 3 1 日までとし、再任を妨げない。

4 各検討委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

5 委員長は各検討委員会を代表し、会務を統括する。

6 住民検討委員会に副委員長を置き、委員の互選により選任する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 各検討委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第 7 条 協議会及び検討委員会に関する庶務を行うため、事務局を置く。

2 前項の事務局は、防災都市づくり部都市計画課とする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、防災都市づくり部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

平成29年度荒川区バリアフリー基本構想推進協議会特定事業検討委員会委員等名簿
(平成30年2月2日開催)

| | 区分 | | 所属 | 委員名 |
|--------|-------------------------|--------------------|--|-----------------------------------|
| 1 | 学識経験者 | | 首都大学東京大学院 人間健康科学研究科 准教授 | 橋本 美芽 |
| 2 | 交通事業者 | 鉄道 | 東京都 交通局建設工務部 計画担当課長 | 飯沼 健一 |
| 3 | | | 東京地下鉄(株) 鉄道本部 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長 | 木津 和久 |
| 4 | | | 東日本旅客鉄道(株) 東京支社 総務部企画室 企画調整課長 | 塩ノ谷 浩司 |
| 5 | | | 京成電鉄(株) 鉄道本部 計画管理部 計画担当課長 | 石井 貴史 |
| 6 | | | 首都圏新都市鉄道(株) 技術部 計画課長 | 上田 広隆 |
| 7 | | | バス | 東京都 交通局自動車部 事業改善担当課長 |
| 8 | | 京成バス(株) 営業部 乗合営業課長 | | 坂本 幸裕 |
| 9 | | 関係行政機関 の職員 | 施設管理者 | 国 国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長 |
| 10 | 東京都 建設局 第六建設事務所 補修課長 | | | 日比野 潤 |
| 11 | 荒川区 荒川区 防災都市づくり部 道路公園課長 | | 大木 浩 | |
| 12 | 交通管理者 | 警視庁 | 警視庁 荒川警察署 交通課長 | 吉武 弘基 |
| 13 | | | 警視庁 南千住警察署 交通課長 | 藤木 泰彦 |
| 14 | | | 警視庁 尾久警察署 交通課長 | 須賀 康司 |
| 15 | 区職員 | | 荒川区 防災都市づくり部 都市計画担当部長 | 松崎 保昌 |
| オブザーバー | | | 荒川区 産業経済部 観光振興課長 | 石崎 正剛 |
| | | | 東京都 都市整備局都市基盤部交通企画課 交通プロジェクト担当課長 | 堀川 誠司 |
| 事務局 | | | 防災都市づくり部 都市計画課 交通計画担当係長 | 白井 巧 |
| | | | 防災都市づくり部 都市計画課 交通計画担当係長 | 高梨 純一 |
| | | | 防災都市づくり部 都市計画課 交通計画担当 | 鍛冶 智裕 |

敬称略